

## 気象注意報・警報による学校の対応

### 1 遠州南に「暴風警報」、「特別警報」が発令された場合

発令時刻	対応
午前6時の時点で発令	臨時休業 (その後解除されても臨時休業)
午前6時の時点では発令されなかったが、午前6時以降の登校中や登校後に発令、または発令が予想される場合	臨時休業
在校時	授業を打ち切り、下校を基本とする。

### 2 「暴風」がつかない警報、または「〇〇注意報」、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報等が発令された場合

#### ・平常授業

ただし、居住地域の気象状況や交通状況等により保護者の判断（学校に連絡すること）で自宅待機をする。在校中に発令された場合は、災害対策本部での検討や校長による判断で、授業の中止や下校時刻の変更、学校での待機、スクールバス運行の有無、保護者への迎え依頼等の対応をする。

### 3 学校所在地（三方原地区）に警戒レベル3以上が発令された場合

発令時刻	対応
午前6時の時点で発令	臨時休業 (その後解除されても臨時休業)
午前6時の時点では発令されなかったが、午前6時以降の登校中や登校後に発令、または発令が予想される場合	臨時休業
在校時	授業を打ち切り、下校を基本とする。

※浜松市内他地区に警戒レベル3以上が発令された場合も、安全面を考慮して上の表と同様の対応とする場合がある。

※公共交通機関（遠鉄バス、JR）の運休により、自主通学やスクールバスの運行、保護者による送迎の安全が確保できないと判断した場合は、臨時休業とする場合がある。

### 4 警報等発表以外の場合

起こっている事象	対応
学校が停電している	臨時休業 在校中の場合は、授業を打ち切り、下校を基本とする。
学校が断水している	

### 5 その他

- 台風等その他の気象警報の事態が予測される場合には、事前に臨時休業とする。
- 保護者への連絡方法は、COCOO または電話連絡とする。